

## ○研究活動上の不正行為等への取扱規程

(令和4年1月31日)

(目的)

第1条 この規程は、近畿大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動について、研究者（本学において研究活動に従事する全ての者）の行動規範を明確化するとともに、不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な基本的事項を定めるものとする。

(研究者の行動規範)

第2条 研究に携わる全ての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動における不正行為を行わない、関与しないことは勿論、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性と説明責任を確保しなければならない。

2 指導的立場に立つ研究者は、若手研究者及び学生等に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を的確に指導し、研究活動に対する社会的信頼を堅持しなければならない。

3 研究者は、一定期間（研究分野、研究内容等に応じた適切な期間かつ研究終了から5年間を超える期間）研究データを保存し、必要な場合に開示できるようにしなければならない。

(不正行為の定義)

第3条 この規程において「不正行為」とは、原則として次の行為をいう。また、不正行為のうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。

(1) 捏造：データ又は実験結果等を偽造する行為

(2) 改ざん：研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは研究成果を変え研究内容を正しく表現しない行為

(3) 盗用：他人の研究内容、手法又は結果等を適切な手続を経ず流用する行為

(4) 不適切なオーサーシップ：論文等の著作者が適正に公表されない行為

(5) 二重投稿：既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為

(6) 人権等の侵害：研究活動に関わる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為

(7) 不正使用：故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

(8) その他：研究に関し社会通念上、不適切と判断される行為

(不正行為告発窓口)

第4条 研究活動の不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するための窓口は、本学監査室 法人倫理推進課に置く公益通報の受付・相談窓口をもって充てる。

2 窓口は、申立者及び情報提供者等の人権、個人情報等を保護しなければならない。

3 窓口は、次に掲げる業務を行う。

(1) 不正行為に係る申立ての受付

(2) 不正行為に係る申立て及び提供情報の関係部署への取次ぎ

4 窓口の責任者は、監査室長とする。

(連絡・調整)

第5条 前条に定める窓口からの提供情報をもとに行う連絡・調整業務等は、大学運営本部学術研究支援部を所管部署とする。

2 所管部署は、次に掲げる業務を行う。

(1) 学長・副学長及び当該研究管理監督責任者（学部長・所長・センター長等の所属長）、事務（部）長への取次ぎ

(2) 判定結果の通知

3 連絡・調整の責任者は、大学運営本部学術研究支援部事務（部）長とする。

(不正行為に係る申立て)

第6条 不正行為の疑いがあると思料する者は、窓口へ申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、別途定める公益通報・相談受付シートを窓口に提出することにより行うものとする。なお、悪意に基づく申立てを防止するため、受け付ける申立ては顕名によるものを原則とし、申立者はその後の手続等における秘匿を希望することができるものとする。
- 3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生日から起算して、5年以内に行わなければならない。また、不正行為の態様・事案の内容を示し、不正とする科学的な合理性のある理由を提示しなければならない。
- 4 第2項の公益通報・相談受付シートの提出方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面談等任意の方法とする。
- 5 学会等の科学コミュニティ若しくは報道機関に対し、又はインターネットにより、その他本学へ直接申立てを行う以外の方法で不正行為の疑いが指摘され、それを確認した場合、本学で申立てがあった場合に準じた措置を行うものとする。
- 6 申立ての意思を明示しない相談については、その内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立ての意思があるか否か確認するものとする。
- 7 書面による申立てなど、受付窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、申立者（匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱う。以下この規程において同じ。）に、申立てを受け付けたか否かについて通知するものとする。
- 8 ほかに調査を行う研究・配分機関等が想定される場合は、該当する研究・配分機関等に対し当該申立てについて通知するものとする。
- 9 申立て・相談を受け付けたときは、その内容及びそれに係る調査の内容について、調査結果の公表まで申立者、相談者及び当該申立て・相談に係る対象者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の機密保持を徹底するものとする。
- 10 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという申立て・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、申立て・相談の対象者に警告を行うものとする。ただし、申立て・相談の対象者が本学の所属でないときは、当該対象者の所属する研究機関に事案を回付するものとする。

(調査の要否と職権による調査)

第7条 申立て・相談を受け付けた場合は、申立て・相談の受付から30日以内に、申立て・相談の内容等の合理性を確認し、調査の要否を判断するものとし、その要否を学長及び関係部署に報告するものとする。なお、申立て・相談の内容が特定不正行為に該当する場合は、関連する研究・配分機関に対しても調査の要否を報告するものとする。なお、調査を要する旨を報告するときは、調査の方針、対象及び方法を併せて報告するものとする。

- 2 学長は、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、前条の窓口への申立て・相談が無くとも、当該研究管理監督責任者及び学内の関係部署へ調査の開始を命令することができる。
- 3 報道や会計検査院等の外部機関から不正使用に係る指摘を受けた場合は、第1項に準じ、調査の要否に係る判断・報告を行うものとする。

(予備調査・予備調査委員会)

第8条 当該研究管理監督責任者は、前条による調査を要する旨の報告又は調査開始の命令を受けた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 当該研究管理監督責任者は、予備調査を実施するため、所属内に予備調査委員会を置く。
- 3 予備調査委員会は、当該研究管理監督責任者が委員長、当該部署の事務（部）長が副委員長となり、委員長が指名する所属部署の教職員若干名で組織する。ただし、当該研究管理責任者若しくは当該部署の事務（部）長又はその両方が申立てに対する当事者又は利害関係者であった場合は、学長が指名する者をもって組織するものとする。

- 4 予備調査委員会は、予備調査の実施に際し、申立者又は相談者(以下「申立者等」という。)からの事情聴取又は公益通報・相談受付シートに基づき、申立内容の合理性、調査可能性等について調査する。
- 5 予備調査委員会は、調査対象者に対し喚問・事情聴取・周辺調査を実施し、調査対象に含まれる研究費の使用を停止し、その他調査又は緊急の対応として必要な措置を行うことができるものとする。
- 6 予備調査委員会は、調査の終了後、直ちに当該調査結果に不正行為の意見を附して、学長及び大学運営本部学術研究支援部に報告しなければならない。ただし、調査の過程であっても、不正行為に該当する事実(ただし、第3条第6号又は第8号に定める不正行為に該当するものうち軽微なものを除く。)が確認された場合は、速やかにその事実を学長及び大学運営本部学術研究支援部に報告するものとする。
- 7 申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、大学運営本部学術研究支援部を通じて、予備調査結果を通知するものとする。
- 8 予備調査委員会の庶務は、当該研究管理監督責任者の所属する事務部署で行うものとし、事務部署は予備調査に係る資料等を保存するとともに、大学運営本部学術研究支援部に調査資料の写しを提出するものとする。
- 9 当該研究管理監督責任者の所属する事務部署は、当該事案に係る研究・配分機関及び申立者の求めがあった場合は、大学運営本部学術研究支援部と連携しつつ、必要に応じて開示するものとする。

(本調査・研究公正委員会)

第9条 前条の予備調査の結果により特定不正行為又は不正使用の可能性がある場合は、学長が指名する副学長が委員長となり、学長直属組織としての研究公正委員会を組織し、本調査(不正使用を対象とするものにおいては、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査をいい、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、協議するものとする。以下この規程において同じ。)を実施しなければならない。本調査の開始は、実施の決定後概ね30日以内とする。また、実施の決定後遅滞なく、当該事案に係る他の研究・配分機関及び文部科学省に対して本調査を行う旨を報告するとともに、申立者等及び申立対象者又は相談対象者(以下「申立対象者等」という。)に対し本調査を行うことを通知してその協力を求めるものとする。

- 2 研究公正委員会は、申立者等、申立対象者等又は調査対象者と直接の利害関係を有しない者で、次に掲げる者により、学外委員(自機関に属さない外部有識者。調査内容に不正使用を含む場合は、本学と直接の利害関係を有さないものを含めなければならない。以下この規程において同じ。)を半数以上として構成するものとし、委員の氏名及び所属を申立者等及び申立対象者等に通知するものとする。なお、申立者等及び申立対象者等は、当該通知を受けた日から10日以内に委員の構成について異議申し立てをすることができるものとし、異議に理由があると認められる場合は委員を交代させるとともにその旨を申立者等及び申立対象者等に通知する。

(1) 委員長：学長が指名する副学長

(2) 学内委員及び学外委員：学内外の有識者、専門家等から学長又は委員長が指名する者若干名

- 3 研究公正委員会は、必要に応じ調査専門部会を置くことができる。

- 4 調査専門部会は、次に掲げる者を委員とする。

(1) 部会長：研究公正委員会の委員のうち委員長が指名した者

(2) 委員：研究公正委員会が必要と認めた者若干名

- 5 研究公正委員会及び調査専門部会は、必要により次の各号に掲げる事項を行うことができる。なお、調査に当たっては、申立者等が了承したときを除き、調査関係者以外の者や申立対象者等に申立者等が特定されないよう十分に配慮するものとする。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) その他、本調査の実施に関し必要と認められる事項

- 6 研究公正委員会の庶務は、大学運営本部学術研究支援部で行うものとする。
- 7 研究公正委員会は、調査の終了後速やかに、当該調査結果に特定不正行為又は不正使用の該否、処分案、改善案等の意見を附して、学長及び大学運営本部学術研究支援部に報告しなければならない。
- 8 研究公正委員会は、調査開始から調査結果報告までの日数を概ね 210 日以内とし、まとまらない場合は中間報告を行うものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、不正使用を対象とする調査については、申立て・相談の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、配分機関に提出するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。また、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 10 前3項に定めるほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を、当該配分機関に提出するものとする。

(判定等)

第 10 条 研究公正委員会は、本調査の結果に基づき、特定不正行為の有無及びその内容、関与した者、その関与の程度及び研究経費の不適切な使用がある場合はその額並びに不正使用の有無及びその内容、関与した者、その関与の程度及び不正使用の相当額その他当該調査の対象となった研究の適正に関する事項について、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、申立対象者等及び調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、審査及び判定（特定不正行為又は不正使用に該当する場合における認定を含む。）を行うものとする。

2 特定不正行為を疑うに足る相当な証拠が提出された場合であって、申立対象者等及び調査対象者の説明及び提出証拠が反証として十分でないとき（本来存在すべき基本的な要素が不足するときを含む。）は、特定不正行為と認定する。ただし、当該申立対象者等又は調査対象者の責に帰すべきでない事由に基づき反証が十分に行えない場合は、この限りでない。

3 研究公正委員会は、第 1 項の判定を行った時は、その内容を学長及び法人倫理委員会並びに関係部署に報告するとともに申立者等及び調査対象者に通知しなければならない。ただし申立者のうち、氏名の秘匿を希望した者については、大学運営本部学術研究支援部を通じて通知するものとする。

4 学長は、前項の報告を受け、特定不正行為及び不正使用が存在しなかったことが確認された場合は、調査対象者の研究活動の正常化及び名誉回復のため、十分な措置をとらなければならない。

5 学長は、研究公正委員会からの報告を受けた後、特定不正行為に該当する事案については、必要に応じ研究・配分機関及び文部科学省へ報告すると共に、正当な理由がある場合を除き、研究・配分機関からの進捗報告、当該事案に係る資料の提出又は現地調査の要求に応じなければならない。

6 不正使用に係る調査に関し、配分機関から、資料の提出若しくは閲覧又は現地調査の要求を受けたときは、当該調査に支障がある場合その他正当な事由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(不服申立て)

第 11 条 前条の判定に基づき、特定不正行為又は不正使用と認定された申立対象者等及び申立てが悪意に基づくものと認定された申立者等は、書面又は口頭による不服申立てをすることができる。なお、申立てできる期間は判定結果の通知を受けた日から 20 日以内とする。

2 不服申し立ての審査は、当該調査を行った委員会が行う。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員を交代若しくは追加し、又は当該委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

3 不正行為の認定に係る不服申し立てについては、その趣旨、理由等を勘案し、再調査の有無を

速やかに決定するものとする。なお、不服申立てに理由がないことが明らかな場合は、直ちにその旨を学長及び法人倫理委員会並びに関係部署に報告し、申立対象者等に通知するものとする。

- 4 不正行為との認定に係る不服申立てについて、再調査を決定した場合は、申立対象者等に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求めることができる。なお、申立対象者等が協力を行わないときは、再調査を行わず申立対象者等への通知をもって、審査を打ち切ることができる。
- 5 申立対象者等から不正行為との認定に係る不服申立てがあったときは、申立者に通知するものとし、当該不服申し立てが特定不正行為に係るものである場合は、必要に応じてその事案に係る研究・配分機関及び文部科学省に併せて報告するものとする。また、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 不正行為との認定に係る不服申立てについて再調査を開始した場合は、調査開始日から 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を申立対象者等、申立対象者等が所属する機関等及び申立者等に通知するものとする。また、当該再調査が特定不正行為に関するものであるときは、その事案に係る研究・配分機関及び文部科学省に併せて報告するものとする。
- 7 悪意に基づく申立てと認定された申立者等からの不服申立てがあった場合は、申立者等が所属する機関及び申立対象者等に通知するとともに、必要に応じてその事案に係る研究・配分機関に報告する。
- 8 悪意に基づく申立てと認定された申立者等からの不服申立てについては、30 日以内に再調査を行い、その結果を申立者、申立者等が所属する機関等及び申立対象者等に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関に報告するものとする。

(判定の通知及び公表)

第 12 条 第 10 条の判定に基づき、本学は、その事案に係る研究・配分機関に判定結果を通知するとともに、その対応について必要な協議を行うものとする。

- 2 特定不正行為又は不正使用が確認された場合は、次の各号に掲げる事項を原則として公表するものとする。ただし、個人情報又は知的財産の保護その他合理的な理由がある場合については、この限りでない。
  - (1) 特定不正行為又は不正使用に関与した者の所属・氏名
  - (2) 特定不正行為及び不正使用の概要
  - (3) 本学が講じた措置の概要
  - (4) その他必要と認める事項（不正使用に係る調査に関する調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。）

(調査に関与した者の保護)

第 13 条 本学は、不正行為に関する申立者等及び調査に協力した者に対し、申立て・相談又は情報提供を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないように十分配慮し、保護しなければならない。

- 2 本学は、申立対象者等及び調査対象者について、申立て・相談又は調査の対象となったことのみをもって不利益な扱いを受けないように十分配慮し、保護しなければならない。

(懲戒)

第 14 条 この規程により不正行為と判定された申立対象者等及び悪意に基づく申立者等への懲戒の取扱いは、学校法人近畿大学職員就業規則等及び近畿大学懲戒委員会に関する規程に準拠するものとする。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為への取扱措置等に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 11 月 1 日)

この規程の改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 20 日）

この規程の改正は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 1 日）

この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 31 日）

この規程の改正は、令和 4 年 1 月 31 日から施行する。